

## 《大垣共立》証券総合取引約款・規定集 新旧対照表

※表記方法の違い等軽微な変更につきましては省略しています

### 証券総合取引約款

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（この約款及び規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（証券総合取引の利用）</p> <p>第2条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 非課税上場株式等管理に関する規定</p> <p>⑦ 省略</p> <p>（申込方法）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（指定預金口座の取り扱い）</p> <p>第4条 お客さまが第2条各号の約款・規定にもとづく取引のいずれかを申し込む場合には、同時に指定預金口座を届け出てください。指定預金口座は当社本支店（出張所を含みます）及び代理店における普通預金口座又は当座預金口座とします。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第5条 お客さまは、証券総合取引開始時に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第</p>	<p>（この約款および規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（証券総合取引の利用）</p> <p>第2条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する規定</p> <p>⑦ 省略</p> <p>（申込方法）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（指定預金口座の取り扱い）</p> <p>第4条 お客さまが第2条各号の約款・規定にもとづく取引のいずれかを申し込む場合には、同時に指定預金口座を届け出てください。指定預金口座は当社本支店（出張所を含みます）における普通預金口座または当座預金口座とします。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第5条 お客さまは、証券総合取引開始時に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（当社への届出事項） 第 6 条 省略</p> <p>（届出事項の変更手続き） 第 7 条 省略</p> <p>（成年後見人の届出） 第 8 条 省略</p> <p>（反社会的勢力との取引拒絶） 第 9 条 この約款による取引は、第 10 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当社は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>5 項に規定する個人番号または同条第 1 6 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（当社への届出事項） 第 6 条 省略</p> <p>（届出事項の変更手続き） 第 7 条 省略</p> <p>（成年後見人の届出） 第 8 条 省略</p> <p>（反社会的勢力との取引拒絶） 第 9 条 この約款による取引は、第 11 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当社は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><u>（取引の停止）</u> 第 10 条 当社がお客さまへ送付した郵便物等が返戻された場合、お客さまが氏名もしくは住所等を偽っている疑いがある場合または第三者がお客さまになりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客さまに本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客さまが本人であることを再確認することがあります。 2 お客さまが第 1 項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの取引またはサービスの提供を全部または一部を停止または制限することがあります。 3 お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令、または経済制裁関係法令等への抵触の恐れが解</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（証券総合取引の解約）</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p>（免責事項）</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 前号の事由により振替証券の記録又は保護預り証券が紛失・滅失・毀損等した場合、又は第4条並びに「国債証券等保護預り規定」<u>第11条</u>及び「証券振替決済口座管理規定」第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 省略</p> <p>⑦ 省略</p> <p>⑧ 省略</p> <p>（連絡事項）</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>2 前項<u>第1号</u>の残高照合のための報告は、振替証券等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達した</p>	<p><u>消されたと当社が認める場合、当社は取引またはサービスの提供を再開または当該制限を解除するものとします。</u></p> <p>（証券総合取引の解約）</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p>（免責事項）</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 前号の事由により振替証券の記録または保護預り証券が紛失・滅失・毀損等した場合、または第4条ならびに「国債証券等保護預り規定」<u>第10条</u>および「証券振替決済口座管理規定」第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 省略</p> <p>⑦ 省略</p> <p>⑧ 省略</p> <p>（連絡事項）</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>2 前項<u>第2号</u>の残高照合のための報告は、振替証券等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかった場合でも通常到達すべき日時</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>ものとみなします。</p> <p>4 省略</p> <p>（合意管轄）</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>（約款の変更）</p> <p><u>第14条</u> 省略</p>	<p>に到達したものとみなします。</p> <p>4 省略</p> <p>（合意管轄）</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>（約款の変更）</p> <p><u>第15条</u> 省略</p>

証券振替決済口座管理規定

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
（この規定の趣旨） 第1条 省略	（この規定の趣旨） 第1条 省略
（振替決済口座） 第2条 省略	（振替決済口座） 第2条 省略
（振替決済口座の開設） 第3条 省略	（振替決済口座の開設） 第3条 省略
（契約期間等） 第4条 省略	（契約期間等） 第4条 省略
（振替の申請） 第5条 省略	（振替の申請） 第5条 省略
（他の口座管理機関への振替） 第6条 省略	（他の口座管理機関への振替） 第6条 省略
（質権の設定） 第7条 省略	（質権の設定） 第7条 省略
（抹消申請の委任） 第8条 省略	（抹消申請の委任） 第8条 省略
（償還金、解約金、利金、及び収益分配金の代理受領等） 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金、利金、及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって振替投資信託については受託銀行、振込国債について日本銀行、振替一般債については <u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u> からこれを受領し、当社所定の方法により、お客さまの指定預金口座に入金	（償還金、解約金、利金、および収益分配金の代理受領等） 第9条 振替決済口座に記載または記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消、またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金、利金、および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって振替投資信託については受託銀行、振込国債について日本銀行、振替一般債については株式会社日本カストディ銀行からこれを受領し、当社所定の方法により、お客さまの指定預金口座に入金いた

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>いたします。</p> <p>振込国債について元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>また、振替一般債について機構関与銘柄の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、直接口座管理機関である<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまの請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>（口座管理料） 第10条 省略</p> <p>（当社の連帯保証義務） 第11条 振替機関又は<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>（以下「振替機関等」といいます。）が、振替法等にもとづき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 省略 ② 省略 ③ 省略</p> <p>（振替機関において取り扱う振替証券の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知） 第12条 省略</p> <p>（分離適格振込国債に係る元利分離申請） 第13条 省略</p> <p>（分離元本振込国債等の元利統合申請） 第14条 省略</p>	<p>します。</p> <p>振込国債について元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>また、振替一般債について機構関与銘柄の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、直接口座管理機関である<u>株式会社日本カストディ銀行</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>株式会社日本カストディ銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまの請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>（口座管理料） 第10条 省略</p> <p>（当社の連帯保証義務） 第11条 振替機関または<u>株式会社日本カストディ銀行</u>（以下これらを「振替機関等」といいます。）が、振替法等にもとづき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 省略 ② 省略 ③ 省略</p> <p>（振替機関において取り扱う振替証券の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知） 第12条 省略</p> <p>（分離適格振込国債に係る元利分離申請） 第13条 省略</p> <p>（分離元本振込国債等の元利統合申請） 第14条 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（機構非関与銘柄の振替の申請）</p> <p>第15条 省略</p> <p>（緊急措置）</p> <p>第16条 省略</p> <p>（その他）</p> <p>第17条 省略</p>	<p>（機構非関与銘柄の振替の申請）</p> <p>第15条 省略</p> <p>（緊急措置）</p> <p>第16条 省略</p> <p>（その他）</p> <p>第17条 省略</p>

## 自動けいぞく（累積）投資約款

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 新設</p> <p>（申込方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>（金銭の払込）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（買付時期・価格）</p> <p>第4条 省略</p> <p>（投資信託の管理）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（収益分配金の再投資）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（換金及び振替）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（解約）</p> <p>第8条 省略</p>	<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 <u>累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座から引き落とした金銭または投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。</u></p> <p>（申込方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>（金銭の払込）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（買付時期・価格）</p> <p>第4条 省略</p> <p>（投資信託の管理）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（収益分配金の再投資）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（換金および振替）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（解約）</p> <p>第8条 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（その他） 第9条 省略</p>	<p>（その他） 第9条 省略</p>

＜大垣共立＞ 投資信託定時定額購入サービス取扱規定

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（定時定額購入サービス）</p> <p>第2条 省略</p> <p>（買付銘柄の選定）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（申込方法）</p> <p>第4条 お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名・捺印し、これを当社の投資信託取扱店（以下「取扱店」といいます。）に提出し、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 省略</p> <p>3 本サービスの開始日は、お客さまのご指定日がお申込日から起算して5営業日以降の場合には当月の振替日から、それ以前の場合は翌月の振替日から可能になります。</p> <p>4 省略</p> <p>（申込内容の変更）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（買付の方法）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（買付時期及び価額）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（振替及び収益分配金の再投資）</p> <p>第8条 省略</p> <p>（取引及び残高の通知）</p> <p>第9条 省略</p>	<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（定時定額購入サービス）</p> <p>第2条 省略</p> <p>（買付銘柄の選定）</p> <p>第3条 省略</p> <p>（申込方法）</p> <p>第4条 お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名または押印し、これを取扱店に提出し、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。</p> <p>2 省略</p> <p>3 本サービスの開始日は、お客さまのご指定日がお申込日から起算して5営業日<del>目</del>以降の場合には当月の振替日から、それ以前の場合は翌月の振替日から可能になります。</p> <p>4 省略</p> <p>（申込内容の変更）</p> <p>第5条 省略</p> <p>（買付の方法）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（買付時期および価額）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（振替および収益分配金の再投資）</p> <p>第8条 省略</p> <p>（取引および残高の通知）</p> <p>第9条 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（選定銘柄の除外）</p> <p>第10条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座以下となった場合</p> <p>③ 省略</p> <p>（解約）</p> <p>第11条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 前条の規定により、全ての指定銘柄から除外されたとき</p> <p>⑦ 省略</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 第9条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。</p> <p>3 省略</p>	<p>（選定銘柄の除外）</p> <p>第10条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座以下となった場合</p> <p>③ 省略</p> <p>（解約）</p> <p>第11条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>⑥ 前条の規定により、全ての指定銘柄が、<u>選定銘柄</u>から除外されたとき</p> <p>⑦ 省略</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 第9条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき<u>日時</u>に到着したものと取り扱うことができるものとします。</p> <p>3 省略</p>

## 証券特定口座規定

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p>	<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p>
<p>（特定口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 省略</p>	<p>（特定口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 省略</p>
<p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 省略</p>	<p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 省略</p>
<p>（特定保管勘定における処理）</p> <p>第4条 省略</p>	<p>（特定保管勘定における処理）</p> <p>第4条 省略</p>
<p>（特定上場株式配当等勘定における処理）</p> <p>第5条 省略</p>	<p>（特定上場株式配当等勘定における処理）</p> <p>第5条 省略</p>
<p>（特定口座を通じた取引）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理に関する規定にもとづく非課税口座を開設されているお客さまについては、証券投資信託及び公共債の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p>	<p>（特定口座を通じた取引）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する規定にもとづく非課税口座を開設されているお客さま（<u>購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当社の非課税口座に設けられているお客さまに限りま</u><u>す。</u>）については、<u>証券投資信託（特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限りま</u><u>す。）</u>の取引を当該非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p>
<p>（所得金額の計算）</p> <p>第7条 省略</p>	<p>（所得金額の計算）</p> <p>第7条 省略</p>
<p>（特定口座に受け入れる証券投資信託及び公共債の範囲等）</p> <p>第8条</p> <p>① 省略</p>	<p>（特定口座に受け入れる証券投資信託および公共債の範囲等）</p> <p>第8条</p> <p>① 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>② 省略</p> <p>③ 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した証券投資信託又は公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座内で管理されていた証券投資信託又は公共債、もしくは当該被相続人等が当社に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた証券投資信託又は公共債、又は当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた証券投資信託又は公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが当社に開設する非課税口座又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定並びに課税未成年者口座である特定口座で管理されていた証券投資信託で、所定の方法により、お客さまが当社に開設される特定口座への移管により受け入れるもの。（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）</p> <p>（源泉徴収選択口座で受領する証券投資信託の収益分配金及び公共債の利子の範囲）</p> <p>第9条 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（源泉徴収）</p> <p>第11条 省略</p>	<p>② 省略</p> <p>③ 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した証券投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下これを「当該被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座内で管理されていた証券投資信託または公共債、もしくは当該被相続人等が当社に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた証券投資信託、または当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた証券投資信託または公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが当社に開設している非課税口座または未成年者口座ならびに課税未成年者口座である特定口座で管理されていた証券投資信託で、所定の方法により、お客さまが当社に開設される特定口座への移管により受け入れるもの。（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）</p> <p>（源泉徴収選択口座で受領する証券投資信託の収益分配金および公共債の利子の範囲）</p> <p>第9条 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第10条 省略</p> <p>（源泉徴収）</p> <p>第11条 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（特定口座からの証券投資信託又は公共債の払い出しに関する通知）</p> <p>第12条 お客さまが特定口座から証券投資信託の全部又は一部の払い出しを行った場合には、当社は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第10項第1号に定めるところにより当該払い出しの通知を行います。</p>	<p>（特定口座からの証券投資信託または公共債の払い出しに関する通知）</p> <p>第12条 お客さまが特定口座から証券投資信託の全部または一部の払い出しを行った場合には、当社は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第11項第1号に定めるところにより当該払い出しの通知を行います。</p>
<p>（証券投資信託及び公共債の移管）</p> <p>第13条 省略</p>	<p>（証券投資信託および公共債の移管）</p> <p>第13条 省略</p>
<p>（贈与、相続又は遺贈による特定口座への受け入れ）</p> <p>第14条 省略</p>	<p>（贈与、相続または遺贈による特定口座への受け入れ）</p> <p>第14条 省略</p>
<p>（年間取引報告書等の送付）</p> <p>第15条 省略</p>	<p>（年間取引報告書等の送付）</p> <p>第15条 省略</p>
<p>（届出事項の変更）</p> <p>第16条 省略</p>	<p>（届出事項の変更）</p> <p>第16条 省略</p>
<p>（契約の終了）</p> <p>第17条 省略</p>	<p>（契約の終了）</p> <p>第17条 省略</p>
<p>（免責事項）</p> <p>第18条 省略</p>	<p>（免責事項）</p> <p>第18条 省略</p>
<p>（特定口座に係る事務）</p> <p>第19条 省略</p>	<p>（特定口座に係る事務）</p> <p>第19条 省略</p>

## 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定

※「非課税上場株式等管理に関する規定」から規定名称を変更しております。

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（非課税口座開設届出書の提出）</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。</p> <p>また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年</p>	<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>（非課税口座開設届出書の提出）</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第20項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。</p> <p>また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公社債投資信託以外の全ての公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交</p>	<p>分の<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公社債投資信託以外の全ての公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の受け入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<u>翌年分の特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>を廃止し、お客さまに法第37条の14第5項第9号に規定す</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>付します。</p> <p><u>7 新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>（非課税管理勘定の設定）</u>  第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p>	<p>る「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>7 お客さまが当社に提出された「非課税口座開設届出書」が、法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客さまに係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客さまに係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u></p> <p><u>（個人番号未告知口座の取り扱い）</u>  第2条の2 個人番号未告知等の理由により、お客さまの非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設定されていない場合は、当社の定める日に当社に対して「非課税口座廃止届出書」の提出を受けたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止します。</p> <p><u>（特定累積投資勘定の設定）</u>  第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>2 前項の非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（<u>累積投資勘定の設定</u>）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年までの各年</u>（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>勘定設定期間内の各年においてのみ</u>設けられます。</p> <p>2 前項の<u>累積投資勘定</u>は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への<u>累積投資勘定</u>の設定ができる旨等の提供があった日（<u>累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日</u>）において設けられます。</p>	<p>2 前項の<u>特定累積投資勘定</u>は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、これらの書類の提出があった日（<u>特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前にこれらの書類の提出があった場合には、同日</u>）において設けられます。</p> <p>（<u>特定非課税管理勘定の設定</u>）</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>特定非課税管理勘定</u>（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は<u>第3条の特定累積投資勘定と同時に</u>設けられます。</p> <p>2 削除</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新設</p>	<p>（非課税管理勘定または累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p>（<u>非課税管理勘定</u>に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>非課税管理勘定</u>においては、<u>次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当社に保管の委託がされるものに限り。）のみ</u>を受け入れます。</p>	<p>（<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>特定累積投資勘定</u>においては、<u>お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみ</u>を受け入れます。</p>
<p>① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額）</u></p>	<p>① <u>第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>を超えないもの</p> <p><u>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p><u>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社に開設された未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>③ 施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>累積投資勘定</u>においては、<u>お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型</u></p>	<p><u>定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>③ 削除</u></p> <p>（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた<u>特定非課税管理勘定</u>においては、<u>次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、)のみを受け入れます。</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p><u>投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。</u></p> <p><u>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等のその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>2 新設</u></p>	<p><u>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等の購入の代価をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</u></p> <p><u>イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p><u>ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p><u>② 施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>2 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。</u></p> <p><u>① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法、又は<u>法37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡</u>について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社に対して譲渡する方法並びに法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p>	<p><u>受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法ならびに<u>法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡</u>について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>2 削除</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知）</p> <p>第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。</u>）があった場合（<u>同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出しがあったものとみなされるものを含みます。</u>）には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出しの時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><u>2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払い出し</u></p>	<p>（非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知）</p> <p>第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出しの時の金額および数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p><u>2 削除</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>があったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払い出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取 得した者）に対し、当該払い出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>（非課税管理勘定終了時の取り扱い）</p> <p>第8条 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 省略</p> <p>① お客さまから当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから当社に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>（累積投資勘定終了時の取り扱い）</p> <p>第8条の2 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終</p>	<p>（非課税管理勘定終了時の取り扱い）</p> <p>第8条 本規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。</p> <p>2 省略</p> <p>① お客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>③ 削除</p> <p>（累積投資勘定終了時の取り扱い）</p> <p>第8条の2 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>了いたします（第2条第6項又は施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 省略</p> <p>① お客さまから当社に対して施行令第25条の13第20項において準用する施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客さまの氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p>	<p>了します。</p> <p>2 省略</p> <p>① お客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>（累積投資勘定または特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</p> <p>第9条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認します。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客さまから施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>② 省略</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</u></p> <p><u>第10条</u> お客さまが、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p><u>2</u> お客さまが、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p><u>3</u> 2024年1月1日以後、お客さまが当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p><u>（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い）</u></p> <p><u>第11条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、</p>	<p>② 省略</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取り扱い）</u></p> <p><u>第10条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>当該非課税口座が法第 3 7 条の 1 4 第 1 2 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p> <p>（非課税口座での取引である旨の明示）  <u>第 1 2 条 省略</u></p> <p>（契約の解除）  <u>第 1 3 条 省略</u></p> <p>① 省略</p> <p>② 法第 3 7 条の 1 4 第 2 2 項第 2 号に定める「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合は、<u>出国日</u></p> <p>③ お客さまが、<u>出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、法第 3 7 条の 1 4 第 2 6 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>④ 省略</p>	<p><u>定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第 3 7 条の 1 4 第 1 2 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 2 2 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座、または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱います。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととします。</u></p> <p>（非課税口座での取引である旨の明示）  <u>第 1 1 条 省略</u></p> <p>（契約の解除）  <u>第 1 2 条 省略</u></p> <p>① 省略</p> <p>② 法第 3 7 条の 1 4 第 2 3 項第 2 号に定める「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合は、<u>出国日</u></p> <p>③ お客さまが、<u>出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、法第 3 7 条の 1 4 第 2 7 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>④ 省略</p>

## 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>第1章 総則 （この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 （未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 <u>お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</u></p> <p>2 <u>当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者</u></p>	<p>第1章 総則 （この規定の趣旨）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 （未成年者口座廃止届出書の提出）</p> <p>第2条 <u>1. 2. 削除</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3 省略</p> <p>4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預け入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受け入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされ</p>	<p>3 省略</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>（継続管理勘定の設定）</p> <p>第3条 1. 2. 削除</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>る上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公募株式投資信託をいいます。この規定の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。） （以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。） につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限りま す。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</p>	<p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理） 第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第37条の</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 省略</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>施行規則第18条の15の10第3項第1号</u>に規定する「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② <u>施行令第25条の13の8第4項</u>により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過</p>	<p><u>14第1項第1号</u>に規定する上場株式等をいいます。<u>この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。</u>）（以下、「<u>未成年者口座内上場株式等</u>」）といいます。）につき、<u>当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。</u>）または継続管理勘定において処理します。</p> <p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 省略</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号</u>に規定する「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項</u>により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください）</p> <p>③ 省略 2 省略 ① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください）</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法、又は法37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 省略 ① 省略</p>	<p>けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください）</p> <p>③ 省略 2 省略 ① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社に対して譲渡する方法、または法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 省略 ① 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>② 省略</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</u></p> <p>① <u>災害等による返還等</u>による未成年者口座からの払い出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号及び<u>第16条第2号</u>において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限り。）又は贈与をしないこと 以降省略</p> <p>③ 省略</p> <p>（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第9条 省略 <u>2. 新設</u></p>	<p>② 省略</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理） 第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</u></p> <p>① <u>災害、疾病その他、施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還</u>で、<u>当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預け入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>による未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および<u>第17条第2号</u>において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限り。）または贈与をしないこと 以降省略</p> <p>③ 省略</p> <p>（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止） 第9条 省略 <u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知） 第10条 省略</p> <p><u>新設</u></p> <p>（出国時の取り扱い） 第11条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p><u>の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u> ② <u>お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> ③ <u>2026年1月1日</u></p> <p>（未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知） 第10条 省略</p> <p><u>（継続管理勘定等への移管）</u> 第11条 <u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管します。</u></p> <p>（出国時の取り扱い） 第12条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>削除</u></p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>第3章 課税未成年者口座の管理 （課税未成年者口座の設定）</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定における処理）</p> <p><u>第13条</u> 課税未成年者口座における上場株式等 （法第37条の1第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第14条</u>から<u>第16条</u>及び<u>第18条</u>において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預け入れ若しくは預託は、同法第37条の1第3項第2号の規定にかかわらず、（以下省略）</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定での管理）</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p><u>第16条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の<u>第14条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの （当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと（以降省略）</p> <p>③ 省略</p> <p>（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）</p> <p><u>第17条</u> <u>第15条</u>若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>2. 新設</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理 （課税未成年者口座の設定）</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定における処理）</p> <p><u>第14条</u> 課税未成年者口座における上場株式等 （法第37条の1第2項に規定する上場株式等をいいます。以下<u>第15条</u>から<u>第17条</u>および<u>第19条</u>において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預け入れもしくは預託は、同法第37条の1第3項第2号の規定にかかわらず、（以下省略）</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定での管理）</p> <p><u>第16条</u> 省略</p> <p>（課税管理勘定の金銭等の管理）</p> <p><u>第17条</u> 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 当該上場株式等の<u>第15条</u>に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの （当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと（以降省略）</p> <p>③ 省略</p> <p>（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）</p> <p><u>第18条</u> <u>第16条</u>もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</p> <p>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</p> <p><u>第18条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（出国時の取り扱い）</p> <p><u>第19条</u> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章（<u>第14条</u>及び<u>第18条</u>を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 （課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p><u>第20条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 （代理人による取引の届出）</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</p> <p><u>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p><u>② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p><u>③ 2026年1月1日</u></p> <p>（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）</p> <p><u>第19条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（出国時の取り扱い）</p> <p><u>第20条</u> お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この規定の第3章（<u>第15条</u>および<u>第19条</u>を除く）の適用があるものとして取り扱います。</p> <p>第4章 口座への入出金 （課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第5章 代理人による取引の届出 （代理人による取引の届出）</p> <p><u>第22条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>（法定代理人の変更） 第22条 省略</p> <p>第6章 その他の通則 （取引残高の通知） 第23条 省略</p> <p>（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） 第24条 お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等（未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>2 省略</p> <p>（基準年以降の手続き等） 第25条 省略</p> <p>（非課税口座のみなし開設） 第26条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日におい</p>	<p>（法定代理人の変更） 第23条 省略</p> <p>第6章 その他の通則 （取引残高の通知） 第24条 省略</p> <p>（課税未成年者口座取引である旨の明示） 第25条 お客さまが受入期間内に、当社から取得した上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行う必要があります。</p> <p>2 省略</p> <p>（基準年以降の手続き等） 第26条 省略</p> <p>（非課税口座のみなし開設） 第27条 2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客さまがその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して「非</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p>て<u>20歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>非課税上場株式等管理契約</u>（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p><u>第27条 省略</u></p> <p>① 省略</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p><u>新設</u></p> <p>③ 省略</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、<u>施行令第25条の13の8第20項</u>に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客さまが<u>20歳</u>である年の前年の12月31日の翌日</p> <p>⑥ 省略</p>	<p>課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>特定非課税累積投資契約</u>（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（本契約の解除）</p> <p><u>第28条 省略</u></p> <p>① 省略</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ <u>第9条第2項に掲げる日</u>において未成年者口座を開設している場合 <u>法第37条の14の2第20項第2号の規定</u>によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）は、<u>法第37条の14の2第20項第1号の規定</u>により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客さまが出国の日の前日までに第12条第1項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1日においてお客さまが<u>18歳</u>である年の前年の12月31日の翌日</p> <p>⑦ 省略</p>

変更前（適用開始日 2021.4.1）	変更後（適用開始日 2026.1.1）
<p><u>附 則 成年年齢に係る2019年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	<p><u>附 則 削除</u></p>